

司研企第001016号

(組い-2)

平成18年4月17日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会长 殿

司法研修所長 相 良 朋 紀

司法修習生の欠席承認に関する運用基準について（通知）

標記の運用基準について、別添のとおり定めましたので、「司法修習生の規律等について」第5の6（欠席承認の判断基準）の判断に当たってはこれによってください。

なお、平成17年度採用（第59期）司法修習生の実務修習中の欠席承認の運用基準については、なお従前の例によってください。

司法修習生の欠席承認に関する運用基準（平成18年4月17日）

司法研修所長又は配属庁会の長が、司法修習生から、「司法修習生の規律等について（平成18年4月17日実施）」第5により欠席の承認を求められた場合において、欠席が正当な理由によるものとして承認するかどうかは、原則として下記の基準によるものとする。

なお、この基準の運用に当たっては、司法修習生の修習に及ぼす影響ができるだけ少なくなるように指導するものとする。

記

1 司法修習生が負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合

その必要最小限度の期間に限り、欠席が正当な理由によるものとして認めることができる。

2 選挙権の行使、出産、交通機関の事故等により、修習しないことが真にやむを得ないと認められる場合

国家公務員の特別休暇の例による期間に限り、欠席が正当な理由によるものとして認めることができる。

3 2に定める以外の特別の事由（特別の事由は、国家公務員の特別休暇の例による。）又は欠席を必要とする事由がある場合で、かつ、修習に著しい支障がないと認められる場合

欠席を必要とする最小限度の期間（欠席の事由が国家公務員の特別休暇の例による場合は、その期間を限度とする。）に限り、欠席が正当な理由によるものとして認めることができる。

具体的にどのような場合にこの要件を満たすのかは、次に掲げる例を参照し、

2に定める以外の特別の事由又は欠席を必要とする事由の程度と修習に及ぼす支障の程度とを比較衡量してその都度判断するものとする。

(1) 修習日等による基準

ア 出席を要する日の場合

(ア) 新司法修習における選択型実務修習期間のうち、選択した全国プログラム及び個別プログラム等の修習の日の場合

この修習日は修習期間が短いこと、カリキュラムを自ら選択したものであること、民間企業等外部機関が修習先になることがあることから、正当な理由によるものと認め得る場合は非常に少ない。

※ 認め得る場合としては、親族の葬儀、親族の看病による場合程度であろう。

※ 本人の結婚式については選択型実務修習期間は、あらかじめ日程が明らかになってること、自ら選択するプログラムであり、その日に全国プログラム等を入れないこともできるので、原則として認められない。ただし、地元で結婚式を挙げるが、遠方のため、移動に時間を要し、そのために欠席をしなければならないとか、集まる親族の関係で平日にしか結婚式を挙げられないなどの理由があり、1日程度の欠席で済むなど特殊な事情があれば、認められる場合もある。

※ 友人の葬儀については、生前の交友の度合い、通夜のみの参列の要否などの個別事情により判断される。

※ 子の入学・入園試験及び卒園式等への出席等は、父母そろっての同伴を要することが明らかである場合は認められる。例えば、父母の一方が出席すればよいが、配偶者が仕事を休みづらいとの理由では原則として認められない。

(イ) 司法研修所における集合修習（現行型司法修習の前期・後期修習など）並びに分野別実務修習（現行型司法修習の実務修習）のうち講義、見学その他の合同修習の日及び家庭裁判所における修習の日の場合

これらの日に欠席すると司法修習生の修習に及ぼす支障の程度が大きいので、正当な理由によるものと認め得る場合は、それほど多くない。

※ (ア)の場合には認められないが、(イ)の場合ならば例外的に認められる余地がある事由は、親族の結婚式、官公署に対する届出である。

※ 親族の結婚式については、その親族との続柄や結婚式への関与度合い等を総合考慮することになるが、原則として認められない。

※ 官公署に対する届出・申請は、司法研修所における集合修習期間は長期にわたるので事情により認められる場合もあるが、分野別実務修習中の当該修習日に届出・申請を必要とする事情はそれほどないと考えられる。なお、休日や夜間届出・郵送による届出・申請が可能である場合には認められることはもちろんである。

※ 本人の結婚式については司法研修所における集合修習の場合、あらかじめ日程が明らかになっていること、本人によってコントロールができることから、原則として認めていない。

※ 新婚旅行、友人の結婚式への参列、運転免許試験の受験等は認められない。

(ウ) 実務修習のうち(ア)と(イ)以外の修習の日の場合

これらの日に欠席しても司法修習生の修習に及ぼす支障の程度は通常は比較的小さく、他の日に修習することによってこれを補うことが可能である場合も少なくないから、正当な理由によるものと認め得る場合は(ア)と(イ)の場合よりも多い。

※ 例えば、健康診断の受診、新婚旅行、友人の結婚式への参列、運転免許試験の受験（更新手続は、運転免許試験場で日曜日に可能であることから欠席は認められない。）は、原則として認められる。

※ 弁護士事務所訪問等就職活動についても認められる（(2)ク参照）。公務員試験及び資格試験の受験についても、就職活動の一環として欠席が認められる。

※ 健康管理のための人間ドック受診等も認められる。

※ 親族や知人の市内案内等は、認められない。

イ 自由研究日の場合（自宅起案日は、当該課題につき、指導担当者等の指示によった場合に限り、自由研究日と同様に扱われる。）

自由研究日については、その日に欠席しても、司法修習生が自らの責任において代替措置を探ることが可能であるから、特別の事情がない限り、正当な理由によるものと解される。

自宅起案日は、当該課題につき、指導担当者等の指示によった場合に限り、自由研究日と同様に扱われる。このことから、あらかじめ承認を要する海外旅行は、自宅起案日については認められないので留意する。

(2) 欠席理由ごとの参考事項

ア 結婚の場合

(ア) 結婚式と新婚旅行

結婚の場合における欠席理由は、主なものとして結婚式と新婚旅行が考えられる。このうち新婚旅行は、旅行へ行かなくても社会的儀礼を欠くことはなく、修習に支障がないと認められる日に変更することが可能であるので認められる範囲は狭い。

(イ) 連続する5日間の範囲で1回限り

国家公務員の特別休暇の例による結婚休暇は、「連続する」5日の範囲内で1回限り取得できるとされている。修習を要しない土・日曜日等休日も日数に含まれるので留意する。新婚旅行を理由とする欠席も連続する5日を超過することはできない。

したがって、新婚旅行で外国旅行をする場合は、平日5日間とその前後の土・日曜日で、最長でも9日間が限度となる。

(ウ) 取得期間等

国家公務員の場合、入籍又は結婚式等のうち早い日を基準として、その日から1箇月以内でなければ結婚休暇を取得できないが、司法修習生の場合、(1)のとおり、修習日により、欠席による支障の度合いが異なることから、入籍又は結婚式等のうち、早い日を基準として4箇月以内であれば取得期間にあるものとして判断する。

なお、4箇月の間に年末年始やゴールデンウィークなど長期の修習を要しない日が挿まる場合は、その期間内に旅行をすることが可能なので、その前後の新婚旅行を理由とする欠席は認めないことができる。

おって、結婚が司法修習生採用発令前であった場合には、欠席は認められない。

(エ) 結納

原則的には、結納を理由とする欠席は認められない。ただし、結納やこれに準じた儀式（結婚前に親族へのあいさつ回りを必ず行わなければならないなど）を行うことが、その地方の風習となっているなど、それを行わない場合は社会的儀礼を欠く場合においては、「結婚に伴い必要と認められる行事等」として認められる場合もある。しかし、例外的に婚姻前に欠席を認めることから適用に当たっては非常に厳格にならざるを得ない。婚姻日・結婚式の日取りが決まっていることは当然であり、適用に当たっては必要最小限度の欠席日数であることが必要である。また、(イ)により、他の結婚を理由とする欠席が認められなくなることに留意する。

(オ) 結婚準備

結婚準備を理由とする欠席は認められない。結婚式、結納とは異なり、社会的儀礼を欠くことはなく、土・日曜日等休日に行うことが可能だからである。

イ 忌引の範囲について

(ア) 取得範囲の原則

国家公務員の特別休暇の例によると親族が死亡した場合で、配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ又はおば、父母の配偶者又は配偶者の父母、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者の範囲とされている。

なお、欠席が認められる場合でも、原則として葬儀参列、服喪その他必要な日数のみである。

(イ) いとこ等について

いとこ、いとこの配偶者及びいとこの子については、国家公務員の特別休暇の例には含まれないが、それを理由に欠席を認めないと休暇が認められていない司法修習生にとって社会的儀礼を欠く結果となりかねない場合もあるので、原則として認められる。友人の葬儀に関しても同様である。

ウ 出産の場合

司法修習生の産前、産後の期間は、国家公務員の特別休暇の例と同様に解して差し支えない。国家公務員の場合、産前の休暇は6週間以内に出産する予定である女子職員から出産の日までの申し出た期間について、産後の休暇は出産の日の翌日から8週間経過する日までの期間を上限として出産休暇が認められている。ただし、国家公務員は産後6週間を経過し、就業を申し出た場合においては、医師が支障がないと認めれば、就業することができるが、司法修習生の行う修習は、国家公務員の業務とは異なるので、当該司法修習生

の希望があれば、産後6週間を経過しない場合でも、医師の診断書その他を徴し、配属庁会の長において支障がないと認めたときは、修習をさせることができる。

なお、「司法修習生の規律等について」第5の10の修習単位における欠席日数の制限などにも留意する。

エ 親族の看病について

親族の看病については、子供や配偶者、同居の親族などであっても、他に看病する者がいない場合に限って欠席が認められる。

オ ボランティア休暇の準用について

自由研究日（自宅起案日を除く。）以外の日については、欠席は認められない。

カ ドナー休暇の準用について

国家公務員の特別休暇の例により、欠席が認められる。

キ 健康診断について

年1、2回程度の健康診断受診（人間ドック等）のための欠席は認められる。

ク 弁護士事務所訪問等就職活動について

弁護士事務所訪問等就職活動を理由とする欠席は、原則として5日間を限度として欠席を承認して差し支えない。また、遠方での就職を予定しているなど、5日を超える欠席が必要と認められるときは、(1)ア(ウ)の修習の日である限りはその期間を通じて合計7日間程度であれば認めて差し支えない。

以 上